

介護保険利用分

	基本料金	認知症加算Ⅲ	認知症加算Ⅳ	総合マネジメント 体制強化加算Ⅱ	介護職員等 処遇改善加算Ⅱ
要支援1	3,450単位	加算されません	加算されません	800単位 区分支給限度 基準額算定外	所定単位数の 14.6% 区分支給限度 基準額算定外
要支援2	6,972単位				
要介護1	10,458単位	760単位 ※該当される方のみ			
要介護2	15,370単位				
要介護3	22,359単位				
要介護4	24,677単位				
要介護5	27,209単位				
			460単位 ※該当される方のみ		
			加算されません		

- ご利用者様の状況や施設の対応などに応じて各種加算が加わります。
- オムツ代、レクリエーション代については実費負担となります。

$$\begin{aligned}
 &\text{月々の料金} = \left(\begin{array}{c} \text{基本料金} + \text{各加算} \end{array} \right) \times 10.83_{\text{地域区分}} + \begin{array}{c} \text{食費・宿泊費} \\ \text{(ご利用された分のみ)} \\ \text{朝食: 300円} \\ \text{昼食: 600円} \\ \text{夕食: 500円} \\ \text{宿泊費: 2,700円/泊} \end{array} \\
 &\hspace{10em} \text{合計の1～3割負担}
 \end{aligned}$$

※ おやつ代は昼食代に含まれています。

ご本人様の合計所得によって介護保険の負担割合が1～3割負担となります。

※ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払い頂きます。なおこの場合の「登録日」は契約締結の日ではなく、実際に「通い」「訪問」「宿泊」いずれかのサービスの利用を開始した日を、また「登録終了日」は契約を終了した日をそれぞれ指します。

※ ご利用者様がまだ要介護認定を受けていない場合にはサービス利用料金の全額をお支払い頂きます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者様が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載したサービス提供証明書を交付します。

※ 月毎の包括料金ですので、ご利用者様の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引、または増額は致しません。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、ご利用者様の自己負担額を変更させていただきます。

サービス付き高齢者向け住宅 さくらいふ丸新町にお住まいの方

介護保険利用分

	基本料金	認知症加算Ⅲ	認知症加算Ⅳ	総合マネジメント 体制強化加算Ⅱ	介護職員等 処遇改善加算Ⅱ
要支援1	3,109単位	加算されません	加算されません	800単位 区分支給限度 基準額算定外	所定単位数の 14.6% 区分支給限度 基準額算定外
要支援2	6,281単位				
要介護1	9,423単位	760単位 ※該当される方のみ			
要介護2	13,849単位				
要介護3	20,144単位				
要介護4	22,233単位				
要介護5	24,516単位				
			加算されません		

- ご利用者様の状況や施設の対応などに応じて各種加算が加わります。
- オムツ代、レクリエーション代については実費負担となります。

$$\begin{aligned}
 &\text{月々の料金} = \left(\begin{array}{|c|c|} \hline \text{基本料金} & + & \text{各加算} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline 10.83 \\ \hline \text{地域区分} \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{食費} \\ \hline \text{(ご利用された分のみ)} \\ \hline \text{朝食: 300円} \\ \text{昼食: 600円} \\ \text{夕食: 500円} \\ \hline \text{※ おやつ代は昼食代に含まれています。} \end{array}
 \end{aligned}$$

合計の1～3割負担

ご本人様の合計所得によって介護保険の負担割合が1～3割負担となります。

- ※ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払い頂きます。なおこの場合の「登録日」は契約締結の日ではなく、実際に「通い」「訪問」「宿泊」いずれかのサービスの利用を開始した日を、また「登録終了日」は契約を終了した日をそれぞれ指します。
- ※ ご利用者様がまだ要介護認定を受けていない場合にはサービス利用料金の全額をお支払い頂きます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者様が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載したサービス提供証明書を交付します。
- ※ 月毎の包括料金ですので、ご利用者様の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引、または増額は致しません。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、ご利用者様の自己負担額を変更させていただきます。